

欧州連合(EU)時代における フランス文化の行方 ——共和国のジレンマ

南 直 樹

第五共和国憲法 第一章「主権」

第一条 フランスは、非宗教的、民主的、社会的な、単一不可分の共和国である。フランスは、生まれ、人種、宗教の区別なしに、すべての市民の法の前の平等を保障する。フランスはあらゆる心情を尊重する。

第二条 共和国の言語はフランス語である。国の象徴は、青、白、赤の三色旗である。共和国の標語は「自由・平等・博愛」である。共和国の原理は、人民の人民による人民のための政治である。

第三条 国の主権は人民に属し、人民はその代表者を通して、および国民投票の方法によって、その主権を行使する。人民のいかなる部分も、いかなる個人も主権の行使を自分だけのものとする

はできない。(・・・)

法律は、選挙によって選ばれる議員職と公職への男性と女性の平等なアクセスを助長する。

はじめに

2002年1月1日に共通通貨ユーロが正式に導入され、経済的な面でのヨーロッパ統合は現実的な局面を迎えたように見える。これは単に欧州人が同じユーロという単一通貨を使うことを意味するだけでなく、12カ国三億人の巨大市場が出現したことを示している。経済規模でドルに次ぐ世界第二の「スーパー通貨」の登場である。欧州委員会は2002年末、ユーロ圏の市民の九割以上がユーロ紙幣の使用に問題を感じないと調査に回答したのを受け、「ユーロへの切り替えは成功した」(ソルベス委員)と宣言した。

ヨーロッパは、欧州共同体 (EC、European Community) から欧州連合 (EU、European Union) へと統合にむけて、国民国家としての障壁を徐々に取り除くための努力を半世紀の時をかけて着実にたゆみなく続けてきた。そのEUは2004年には旧ソ連圏を含む中東欧十カ国が新規加盟し二十五か国体制になるという。さらに2007年には二カ国が入る予定である。トルコの加盟をめぐる論議も高まっている。歴史的に見れば、欧州統合を最初に提唱したのはオーストリアの貴族リヒャルト・クーデンホーフ・カレルギー伯爵であった。彼は日本人を母に東京に生まれ、第一次大戦で崩壊したオーストリア帝国の首都ウィーンで活躍した思想家である。1923年の著書『汎ヨーロッパ』のなかで、彼は欧州は合衆国化すべきだと主張した。普仏戦争以来の独仏の対立が欧州の没落を招き、アメリカやソ連、日本の台頭を許し、これに対して欧州は結束して単一市場を形成して対抗すべきだというのが、彼の哲学だった。しかし

この思想が差し迫ったものとして欧州人に認識されたのは第二次大戦の大惨禍を経てのことである。

第二次大戦後の欧州統合の動きには、三つの要因があったと考えられる。第一に、欧州を舞台にした二度にわたる世界戦争のダメージは決定的で、フランス・ドイツの和解を基礎に欧州大陸で二度と戦争を起こさない「不戦共同体」をつくるのが緊急的かつ永続的な命題となった。両国を中心に西ヨーロッパにおいて、戦争を再び繰り返してはならない、そのためには戦争の原因となる国家と国家間のシステムを変えなければならないという痛切な想いがあったことを忘れてはならない。欧州統合の問題を考えようとするとき、初めに反省があり反戦があったことを想起すべきであろう。第二に、米ソ超大国の出現と自国の植民地の喪失により欧州列強の地位は大きく後退し、もはやフランスあるいはドイツといった一国単位では国家としての威信も繁栄も回復できなくなり、地域統合を計る以外に欧州の選択肢はなかったことである。第三に、米ソ冷戦構造の中でソ連を中心とした共産圏ブロックの脅威に対抗するため、かつて世界を敵にして戦った国であるドイツを欧州の枠組みに繋ぎ止め、それによって自由主義ブロックの柱をつくるためであった。ヨーロッパ共同体(EC)が生まれたのはソヴィエト連邦に敵対してであり、ある意味ではソヴィエト連邦のおかげであった。さらにこの三つの要因に加えて現代特有の要因として、1989年のベルリンの壁崩壊と共に始まったソ連共産圏の消滅とグローバリゼーションという世界的な潮流のなかで、パックス・アメリカナとまで呼ばれるアメリカの一国主義の世界支配が現実化し、これに対抗してヨーロッパの文化と経済を守る緊急な方策が望まれることになったとすることができる。今回のイラク戦争(2003年)に際して、アメリカのラムズフェルド国防長官に「古いヨーロッパ」と批判されながらも、仏・独が戦争に強く反対したことはよく知られていよう。こうして追求されてきた欧州連合(EU)の企ては、これまでのヨーロッパ諸国の単一的な国家存在としての経済や政治のあり方を変えてゆくだけで

なく、各国の住民たちの意識や価値観を大きく変えてゆこうとしているかにみえる。

EU 加盟国間の国境を緩やかにし、文化の差異を越えてヒトやモノやカネ（資本）の移動を推進する欧州統合の理念と、フランス共和国やドイツ連邦共和国のような堅固な構造をもつ国民国家の原理は一見して相容れないように思われる。欧州統合において興味深いことは、フランス・ドイツという歴史的にも文化的にも対照的で、抗争を繰り返してきた二つの共和国が、時には相対立しながら、時にはイニシアティブを競いながら、統合の基軸になっていることである。欧州統合といっても、そこには常に諸国家の国益を巡る駆け引きと妥協のリアル・ポリティクス（現実政治）の力が働いていることは言うまでもないが、欧州統合という名のもとに一定の理念と方向性が存在していることは半世紀の歴史的経緯とともに二十一世紀の現在に至って一層明らかになってきているようにみえる。第二次大戦後の荒廃のなかで、1950年フランス政府は戦後復興のためにシューマン・プランを発表し、52年独仏間の確執の元を根絶するため欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)が創設されたのがヨーロッパ共同体(EC)の始まりであった。そこにはフランス側には地下資源の確保と二度の大戦を引き起こしたドイツの軍事的再興を妨げる意図があり、ドイツ側にもヨーロッパのなかに再び地歩を築くという差し迫った現実的要請があったのである。1958年には共通市場の設立を目指す欧州経済共同体(EEC)などが設立され、67年にはこれらを統一し欧州共同体(EC)が誕生したのである。この時イギリスは自国主権の制限につながるとみて参加を見送っている。1987年「単一欧州議定書」が発行し、市場統合の動きが一段と加速し、91年には欧州連合(EU)の創設に合意したのである。EUは、従来の通商面に加え、外交・安全保障面でも共通の政策を進め、経済面では欧州中央銀行を設立し単一通貨を導入するなど、欧州全体で一つの国家の機能を持たせようというものである。

ヨーロッパ統合の歩みにとって歴史的な転換点になったのは、マースリヒト

条約の締結であった。マースリヒト条約すなわち「1992年2月7日の欧州連合条約」は、統一通貨に至る経済・通貨同盟、国際的にヨーロッパの政治的アイデンティティを示すための共通外交・安全・防衛政策、さらに加盟国間の内務・司法協力を目標に掲げている。またそれと同時に、欧州連合市民権の創出により参加国出身者の諸権利および諸利益の保護を強化することもその目的としている。欧州連合(EU)市民とは「EU構成国の国籍を有する人すべて」であり、欧州連合条約に定められる権利を享受し、かつ義務を負う人のことであり、EU構成国の領土を自由に移動し居住するという「移動の自由」を与えられている。またEU市民は「地方参政権」と「欧州議会選挙権」に関しては、本国以外のEU構成国における居住を条件に「選挙権」が認められることになった。本来、国民と外国人とを分かち基本的な差異は国家主権に関する参政権であったわけだから、欧州連合という領域では部分的にはあるがこの原則が変更されたことになる。EU(欧州連合)は近未来的には国境の廃止とはいかないまでもそれは存在しないも同然となり、それによって単に住民の往来の自由を容易にするだけでなく、主権、国民、国語、民族、文化、といった国民国家の概念の大幅な変更を否応なく迫るものとなるのであろうか。EUにとっての第一のキーワードは「国境なき共同体」(a Community with no frontier)なのだが、欧州連合は将来的には超国家的な連邦制あるいはさらに進んで合衆国制といった統合の形態を目指すのであろうか。それとも政府間協力による独立主権国家の「連合」にとどまるだけなのであろうか。現在のEUの基礎となった1992年のマースリヒト条約のA条には「EUは、加盟国間とその国民間に緊密かつ連帯的仕方に関係を組織してゆくことを使命とする」とある。理念をうたったいわば条約前文に当たる部分に「加盟国間と国民間」という語が紛れもなく使われている。現在の段階では残念ながら理想とされているような、経済から政治へと進む国家主権の漸進的プール化による連邦型統合までの道のりには相当な時間がかかりそうであるが、未来的にはこれまでのフランス、ドイ

ツ、イタリアといった単一の国家、単一の文化といった概念は通用しなくなる時期が来るかも知れない。この小論では世界のグローバリゼーションの波と欧州連合(EU)の企てのなかで、フランスとその文化がどのように対応し、どのように変貌していこうとしているのかを、ヨーロッパの歴史的経緯やフランスで最近起こった象徴的出来事など検討しながら、考察してみたいと思う。この小論で鍵となるのは「共和国」である。フランスは第5共和制を布く国民国家であり、国の主権が国民にあり、国民の選んだ大統領・議会等の組織によって運営されている民主的体制だということである。

I

最初に、ヨーロッパの歴史の中で欧州統合と呼ぶべき動きが何度かあったこと、そして絶対王政の封建時代から近代国家への幕開けとなったフランス革命のことを述べてみたい。というのはフランス革命によって切り開かれた近代国民国家、とりわけ共和制というものが現在のフランスという国家を規定していると考えられるからである。

まずそもそもヨーロッパとは何か、から考察を始めてみよう。ひと言でいおうとすれば、ヨーロッパとは、地理的にはユーラシア大陸の西に位置し、世界史をリードしてきた先進的文化諸国であると言うことができる。しかし既に二十世紀前半の知性を代表する詩人であり批評家であったポール・ヴァレリーは1919年に書かれた『精神の危機』の中で予言的に次のように述べている。

最初に一つの考えが浮かんでくる。文化、知性、傑作などという観念は、われわれにとっては、ヨーロッパという観念と極めて古い——めったにそこまで遡らないほど古い——関係にあります。

世界の他の部分もすばらしい文明、一流の詩人、建築家、さらに学者さえ

もちました。しかし世界のいかなる部分も、この不思議な物質的性質、すなわち最も強い吸収度に結びついた最も強い発散度をわがものにしたことはなかったのであります。

すべてはヨーロッパに來たり、すべてはヨーロッパから來た。あるいはほとんどすべてが、と言うべきかもしれません。

*

ところで現代は次のような重大な質問を認めます——ヨーロッパは、あらゆる部門において、その優越を維持しうるだろうか。

ヨーロッパは、現実においてそうであるところのものに、すなわち、アジア大陸の小さな岬になってしまうのだろうか。

それともヨーロッパは依然として、そう見えているところのもの、すなわち地上の世界の貴重な部分、地球の真珠、巨大な身体の頭脳であろうか。¹⁾

第一次大戦以後、多くのヨーロッパの知識人たちの間でこのヴァレリーの言葉がその脳裏に浮かんだことであろう。しかしこのヨーロッパ精神の危機が現実味を帯びたものとして明確な形で認識されたのは、第二次大戦後のことであり、戦後の EC (欧州共同体) それに次ぐ EU (欧州連合) の歩みは、そのようなヨーロッパ没落の危機感の表現であったのである。

ヨーロッパの名称の起源となったのは、次のようなギリシャ神話によるものである。フェニキア (現在のレバノン) の王にエウロペ (Europe) という名の娘がおり、牡牛に姿を変えたゼウスによってフェニキアからクレタ島に連れ去られ、後にミノス王となる息子をもうけた、いうものである。この神話の意味するところは、中東の非常に進んだ文化が、当時はまだ未開の地であったギリシャ世界に伝えられたことの神話的表現なのだと解釈されている。このエウロペがヨーロッパの名の起源なのだが、それがどのようにして現在ヨーロッパと呼ばれる大陸に適用されるようになったかはよく分かっていない。大航海時代

以来、アメリカをはじめ世界の各地の命名者になったのはヨーロッパ人であったが、当のヨーロッパの命名者と命名の事情が不明のままであることは、ヨーロッパとは何か、を考える上で大変示唆深い。それに対するひとつの解答として、西谷修は次に参照するポミアンの書の「平凡社ライブラリー」版の解説で次のように述べている。

「ユーロッパ」とは一地域の名であるというより、時と場所を越えて召喚されたひとつの希求だった。神話に語られたフェニキアの王女に因むこの名前は、ギリシア世界で「闇のアジア」に対する「文明のヘラス」を指す呼称として用いられたが、ギリシアの没落と共に忘却の淵に沈んでいた。それが千年の時を経て、エーゲ海を遠く離れたアルプスの北側で、ギリシアとはゆかりのないゲルマン系の人びとによって、ある祈念とともに呼び覚まされたものである。

その祈念とは、東のビザンツ帝国への対抗と、西のイスラム勢力の圧力によって枠組みをきめられた、ラテン＝カトリック圏のありうべき結束だった。そのときには「ユーロッパ」という地域は存在しなかったが、やがて共通の文化や制度によって結ばれるひとつの地域が「キリスト教圏」として形成され、それが十字軍の遠征による「東方」とギリシアの「再発見」を通じて「脱宗教化」し、近代のとば口でわれわれの知るような「ユーロッパ」となったのである。²⁾

すなわち、ユーロッパという名称は「ラテン＝カトリック」世界に招聘されたひとつの希求であったのであり、現実の地域とは直接の繋がりを持たないものであった訳である。これは不思議な由来話である。そのユーロッパをひと言で要約することは不可能に近く、ユーロッパにはさまざまな意味があり、その多様性（多数の民族、43の言語と文化）とともにある種の共通性（一般にヨー

ロッパ文明、あるいはヨーロッパ精神と呼べるものがある)を指摘できるだけあろう。ヨーロッパが分裂と統合を繰り返す不定形の歴史的過程であることをもっともよく描き出しているには、ポーランド出身の歴史学者クシトフ・ボミアンの『ヨーロッパとは何か』という書物である。その中に次のような文章がみえる。

もしもヨーロッパに固定した境界を与える者がいるとすれば、それは時間を考慮にいれない劣悪な地理学だけであろう。実際、ヨーロッパの境界線は、大いに移動してきたではないか。他方、ヨーロッパの宗教・法制・倫理・文化のいずれの分野に関しても、唯一不変の内容をそれに付与する者がいるとすれば、それは、みずからの原則を忘れた歴史学だけだろう。なぜなら、多様な異なる要素、時には相容れないような要素が常にヨーロッパには入ってきたのであり、それらの要素のひとつひとつもつ重み、発現形態、影響力は、時間とともに変容し、空間とともに変化するからである。

ヨーロッパの歴史とは、国境の歴史にほかならない。そして同時に、行為と言葉によって強要されてきた構成要素の歴史でもある。したがって、それは、意識的・無意識的のいかんを問わず、当初は細分化されていた地域空間を統合する方向に向かって作用してきた諸力の歴史といえる一方で、逆に、それらの諸力が作りあげたものを解体してゆく、分裂の方向に働く諸要素の歴史でもある。すなわち、紛争の歴史なのである。紛争という場合、それは、ヨーロッパと、外部からヨーロッパを押しえついたり抑制したりする勢力との間の紛争であるばかりでなく、ヨーロッパ内部における、統合・一元化へむかわせようとする傾向、分割・多様化を目指す傾向との紛争である。³⁾

ヨーロッパの歴史の始まりは、異民族によって形成されたという逆説的事実がある。つまり現在ヨーロッパと呼ばれる地域の歴史は紀元5世紀のいわゆる

ゲルマン民族の大移動によって開始された。疲弊した西ローマ帝国の境界を越えて、ヴァンダル族はイベリア半島を経て北アフリカへ、西ゴート族はスペインへ、東ゴート族はイタリアに至り、アングル族とサクソン族はブリテン諸島（今のイギリスとアイルランド）へ、そしてブルグンド族とフランク族はガリアの地に定着した。フランスの名がこのフランク族から来ていることは言うまでもない。こうして古代ローマ帝国の廃墟の上に様々な異民族の王国が形成され、またそれらの諸王国が分裂と統合を繰り返して次第に現在のヨーロッパの原型が形作られていった。その間に新旧の民族が混交し、それぞれの地域に従ってフランス人やイギリス人、ドイツ人などが形成されていったのである。それ故ヨーロッパはその始源から民族の純粋性とは無縁な混交した国民であったと言えるだろう。

先に引用した『ヨーロッパとは何か』において、クシトフ・ポミアンがヨーロッパの歴史には二つの統合と呼ぶべき時期があったことを指摘している。第一の時期は十二世紀頃のもので、この期間はヨーロッパは政治的にはローマ教皇と神聖ローマ帝国、神聖ローマ帝国とフランス、さらにはフランスとイギリスの間の例の百年戦争等々、分裂と抗争の時代だったが、他方文化的にはある種の統一をみた時代であったというのである。

こういった政治的分割と恒常的な戦争状態と際だって対照的なのが、ラテン・キリスト教世界に、宗教・社会・文化面での異論の余地のない統一である。それは信仰と教会制度、典礼、教会暦の統一であり、社会の身分構造の統一であり、また、いくつかの都市国家を除けば同じ雛形からなる国家に対して構成された身分代表制の類似性でもある。さらに、知識人が用いる言語や文学、教育と世俗知識、建築と造形芸術——地域的な変化は確かにあるとはいえ——にも統一性が見られる。ヨーロッパ世界全域にわたり、司教座聖堂・図書館・学校を備えた司教座都市を中心とした司教区の網と、基礎教育

の支えを演じる、さらに緊密な教区の網がはりめぐらされていた。いずれの網の目も、都市の発展と国内移民の波に徐々に適応してきたのである。⁴⁾

つまりこの頃のヨーロッパ世界には、宗教的な中心すなわち教皇の王座ローマがあり、「聖俗双方の世界史の十字路としてヨーロッパで唯一の地位を保ち続けていた。」またサンティアゴ・デ・コンポステーラのような多くの巡礼の集まる多数の聖地があった。こうして教皇や聖地を中心とした共通の宗教と教会があると共に、共通の言語（ラテン語）が聖職者や知識人の間で用いられていた。知的な拠点としてはパリとボローニャがあり、そこにはヨーロッパの各地から学生が集まり、それぞれの地域に学生寮が設けられていた。十三、十四世紀には、モンペリエ、オックスフォード、パドヴァ、サラマンカ、プラハ、クラフ、ハイデルベルクなど大学の拠点は増え続けていったのである。

これらの大学は同じ原則に基づいて組織されており、全員に認められた規範的文献の注釈が行われていた。集まる学生の出身地は多様であり、彼らは、勉学期間中はあちこちの大学を遍歴する場合があった。教師もまた、異なった民族の出身であった。だからこそ大学はヨーロッパのエリート集団を形成したといえるのである。なぜなら、その成員は、多様な期間で勉強したとはいえ、それぞれの学科で同一の課程を修め、同じ著作家を読み、同じ知的習慣を身につけた者たちだからである。より低いレベルでは、学校においては同じ教科書が使われ、同一の種類的基础文献が、ある程度の図書館ならばどこでも存在していた。ポルトガルからノルウェーにいたるまで、いかなる民族の年代記もヤベテとトロイア人の後裔として提示し、それゆえ聖俗二種の世界史上にしかるべき位置を占めているとするのであった。⁵⁾

このようにこの時期にはある種宗教的、文化的に統合されたヨーロッパ世界が

あったと言えるのである。他方このスコラ文化は、貴族身分になりつつあった騎士の文化と共存していた。

身体と魂をあわせた人間の最高の成就としての戦争に捧げられた生涯を基礎とする騎士文化にはそれを特徴づけるために、文化の権威——国王、君主、紋章官——、制度と儀式——騎士叙任式、騎士団、騎馬試合——、名誉の規律、行動の規範、評価の基準といったものがあったが、キリスト教倫理の要請と合致させるには、深刻な問題があった。また、文化を修得し集団に順応することは、学校の枠のなかではなく、武器の実際の行使をとおしておこなわれ、最も上位に位置する者たちの場合には、宮廷が学校であった。さらにいえば、そこで培われる美德は、古来の封建的な徳目であり、主君への忠実と名誉の擁護と勇気が頂点におかれていた。⁶⁾

「スコラ文化ほど高度な意味ではないものの、騎士文化もまた、とりわけひとつのヨーロッパ文化であったとって過言でない」。⁷⁾ 建築では大聖堂に対抗する城塞、造形芸術では武器・武具・服飾・金銀細工品や世俗的な綴織つづれおりなどに騎士文化の発現を見ることができる。他方、言語的な面でも、古代史、叙事詩や叙情詩などによって、政治的な出来事——ノルマン人のイングランド征服〔1066年〕、十字軍、アンジュー家による南イタリアとハンガリー支配——によって、「フランス語は何世紀かの間、西洋騎士の共通語になり、外部から見た場合、ヨーロッパの住民はすべて「フランク人」だと見なされるほどであった。」⁸⁾

更にスコラ文化や騎士文化に加えて、市民文化、すなわち来たイタリア、フランドル、ラインライトにとりわけ見られた都市貴族・町人の文化の存在も指摘できる。

十二、十三世紀の独立解放運動の成果といえるコミューヌ付属学校では、俗語で子供たちに読み書きと計算をおしえていた。しかし、この文化を身につけるには、職業の実践が不可欠である。実際、仕事をしながらでなければ、商品・両替・度量衡・兌換規則について学び、簿記の基礎や算術の公式を吸収し、陸海の交通路を知り、その途中の土地で見聞をひろめることはできないのだ。こうして、商品を流通させ、みずから旅行し、書簡を交わすといった手段によって多様な国々との物理的・精神的な絆を強めていった商人が、ヨーロッパ統一に貢献したことは、異論の余地はないだろう。⁹⁾

しかしこの三つの文化をすべてまとめてみても、全人口のごく少数に関係していたに過ぎない。都市住民の割合は微々たるもので、大方は相変わらず農民が占めていたからである。「つまり、それぞれの民族には複数の文化が共存していたのである。すなわち、聖職者のヨーロッパ的な文化と、〈ヨーロッパの極〉と形成途中の〈国民の極〉との間をゆるる騎士文化であり、他方で、外界に開かれつつも一都市に限られた市民文化と部族と土地に固有の農民の文化が存在したのである」¹⁰⁾。

ボミアンが指摘する第二のヨーロッパ統合とは、十七、十八世紀のフランスを中心に開花する「文芸共和国」^{レピュブリック・デ・レトル}と宮廷文化のことである。「文芸共和国」とは、ルネサンス期のペトルルカからエラスムスに至るラテン語の「文芸共和国」^{レスブリカ・リテラリア}を受け継ぎ、ピール・ベールからヴォルテールに至るフィロゾーフ（哲学者）たちによって形成されたいわゆる啓蒙主義の知的伝統の共和国のことであった。

ベールがフランス語の「文芸共和国」^{レピュブリック・デ・レトル}のなかで演じた役割は、ラテン語の「文芸共和国」^{レスブリカ・リテラリア}でエラスムスが演じた役割に匹敵するものである。ベールこそ「文芸共和国」の理論家、立法者であった。彼が広める思想は、「文芸共和国」のなかに広まっていた意見を明確に凝縮したものだだったが、それによ

れば、特殊、偶発的、局地的なことすべてに対して自立する個人と同じように自由な国として、「文芸共和国」は考えられている。理性的な人間の集まりである以上、その市民となるには本人の完全な同意が必須であり、生まれながらに与えられる共同体との絆や外的束縛で強制される共同体との絆、それに個人的な情熱はすべて捨て去らなくてはならない。すなわち、「文芸共和国」の市民は、現実の社会的地位がなんであれ、実質上は全員が平等であり、共通の作業に各人がどれだけ貢献するかによって生まれる序列だけが認められていた。言い換えれば、「文芸共和国」に加わる際、人は宗教上の所属や、国家と民族だけでなく家族への忠誠も放棄するのである。国家・民族・家族などはすべて、偶発的、特殊なものと思われ、人間に本来固有なものではないとされていされ、唯一理性^{レゾン}だけが、普遍・必然・全体をあらわすとされるのである。作品の価値は理性との一致にのみ基づく以上、あらゆる個々の参照系からは独立した視点、客観的な視点から作品は生み出すべきであり、この要求を満たすなら、普遍的な価値に到達するとされた。¹¹⁾

十八世紀ヨーロッパには、理性的で普遍的な共通語を求める動きがあったのであり、その役割をフランス語が担っていたのである。フランスは「ヨーロッパの現在と未来を体現していると自負し」、「ヨーロッパはいまやフランスのヨーロッパなのだ」¹²⁾とさえ言うことができた。「強大な勢力をなし、ルイ十四世以来模範的な宮廷をもち、しかもパリという模範的な都市を備えたフランスは、同時に、科学、文明、哲学においてヨーロッパ精神のエリート的存在であった」¹³⁾。この知的共和国はコスモポリタン（世界市民主義的）な性格を強く持ち、理性と寛容の名において専制的王政とキリスト教の専横を批判したが、サロンとアカデミーという並行した活動のおかげで、二つの文化の対立は解消され始めた。しかしそのような啓蒙主義的文化を支えていたのが、その批判の対象である絶対主義王政の権力と宮廷文化であるというのは一種の矛盾であり、また当時の

民衆は依然としてキリスト教的であり、地方的なものであった。つまり十八世紀の世界市民主義は、一般民衆文化と隔絶したところで成立したエリート文化だったのである。

II

ヨーロッパ統合の歴史的な意義を、とりわけ現代のフランス共和国の意義、さらには今日の全世界的な国家のあり方を規定する民主主義の意義を考える場合、ポミアンの掲げる第一、第二のヨーロッパ統合以上により重要でより直接的な源泉になっているのは、フランス革命とそれに続くナポレオン体制であろう。フランス革命とナポレオン体制は、それが軍事的な支配の下でおこなわれたものであったとしても、政治・経済・文化のあらゆる領域で全ヨーロッパ的、全階層的に影響を及ぼしたという点において、画期的な出来事であり、歴史の歯車を大きく動かした事件であったと言って過言ではない。フランス革命がもたらしたものは、単に王政の廃止、王侯貴族といった特権階級の追放ばかりでなく、まさしくわれわれ現代人が生きる「国民国家」と呼ばれるものの形成であった。国民国家とは、主権が国民にある国家のことである。

フランス革命は単にフランス専制王政を転覆させただけでなく、全ヨーロッパ的な影響力を及ぼした事件であった。フランス革命勃発の報は、直ちにヨーロッパ各地の知識人たちの間に熱狂を巻き起こし、例えばドイツのカントやフィヒテなどといった他の国々の哲学者や文学者を揺り動かした。「自由・平等・博愛」の標語の下、専制政治の廃止、貴族や僧侶などの封建的特権に対する批判と告発、市民的な自由の獲得、人権と国民主権の確立、平等の理念、法と理性の復権などがフランス革命の主な主張であった。

フランス革命は、たちまちヨーロッパ規模の現象になった。革命は勃発し

た直後から各地で関心を集め、とりわけ若い知識人には熱狂すらひきおこし、彼らはパリからの情報を議論したり〈自由の木〉を植えたりするために集合した。同様に、ごく早い時期から批判の波も起こり、その凝縮したかたちであるエドモンド・バークの書物『フランス革命に関する省察』(1790年)は、刊行時から国際的な事件になった。熱狂の揺り戻しは、それより後、共和国宣言〔1792年9月〕、ルイ十六世の処刑〔1793年1月〕、恐怖政治〔1793-94年〕、キリスト教廃止〔1794年5月〕の後でやってくる。しかし、その時でも、ジャコヴァン派の追隨者を自認する過激派^{ラディカル}は、イタリア、ハンガリー、ポーランドその他で見受けられる。とはいえ、フランス革命が真の意味でヨーロッパ的な規模に達するのは、フランス軍の銃剣が、ベルギーを皮切りに、イタリア、ドイツ、オランダの後、ポーランド、ダルマチア、イストリア、スペイン、ロシアに革命を輸出したときである。そのとき、「革命の言語」であるフランス語とともに、フランスで通用している法律、政治習慣、行政・文化制度、度量衡がこれらの諸国に到来した。一言でいえば、革命フランスこそが普遍を体現しており、人類全体の運命をにない、フランスの征服は〈自由・平等・博愛〉の進歩にほかならないと確信している新しいフランス^{ナショナリズム}民族主義を、これらの国々は経験したのである。¹⁴⁾

とボミアンは説明する。フランス革命はこうした理想・理念を伝播しただけでなく、典型的な国民国家(État-nation, Nation State)を生み出したことが重要である。国民国家とは国民を国家の担い手とする国家のことであり、国家の主体が国民にあることを意味している。ネーション(民族・国家)形成の歴史は民族大移動以後のヨーロッパから論じることができるが、ブルボン王朝に代表される絶対主義国家(旧体制)^{アンシャン・レジーム}では、国民が政治権力機構にかかわることは徹底的に排除されていた。フランス革命期に形成されたフランスの国民国家は、その諸原則や国家装置がモデルとしてヨーロッパ各地に輸出され、それは

単にヨーロッパ中に広がっただけでなく、ヨーロッパ諸国の世界支配に伴って世界各地に伝播してゆき、それなりの時間はかかったものの今日の世界秩序が形作られることになったのである。そうした意味で、フランス革命は現代世界の国民国家システムの起点をなすものだったと言っても過言ではないであろう。

西川長夫は、フランス革命期における「国民統合の前提と諸要素」として次のような見事な表を作成している。

国民統合の前提と諸要素¹⁵⁾

| | |
|--|-------|
| (1)交通 (コミュニケーション) 網、土地制度、租税、 貨幣一度量衡の統一、市場・・・・・・・・植民地 | ←経済統合 |
| (2)憲法、国民議会、(集権的) 政府—地方自治体 (県) 裁判所、警察—刑務所、軍隊 (国民軍、徴兵制) | ←国家統合 |
| (3)戸籍—家族、学校—教会 (寺社)、博物館、劇場、 政党、新聞 (ジャーナリズム) | ←国民統合 |
| (4)国民的なさまざまなシンボル、モットー、誓約、国旗、 国家、暦、国語、文学、芸術、建築、修史、地誌編纂 | ←文化統合 |
| (5)市民 (国民) 宗教—祭典 (新しい宗教の創出—ミシュレ、 伝統の創出—ボブズボウム) | |

西川長夫は続けて、国民国家における統合とヨーロッパ統合の差異を指摘しながら、上記のフランス革命期の「国民統合の前提と諸要素」を、四つの視点、すなわち、経済統合、国家統合、国民統合、文化創造のそれぞれについて以下のように説明する。¹⁶⁾

第一に、「その地域に広義の交通 (コミュニケーション) 網、すなわち人的物質的文化的交流が成立していることが必要」である。「その上で貨幣や度量

衡、土地制度や租税制度の統一、ある程度の国内市場の形成といった経済的統合が行われなければならない。」これはまさしく欧州連合(EU)が全ヨーロッパ規模で現に進めようとしていることである。

第二は、「憲法、議会、中央集権的な行政府、裁判所、警察、さらには軍隊といった国家装置の新しい原理にもとづく再編あるいは創出」である。「フランス革命は憲法から始めてこの作業を短期間に実に精力的に」やりとげた。EUの次の課題はここにあると言える。既に欧州議会は存在しているが、憲法、中央集権的な行政府や司法機関など、今盛んに議論されているようであるがそれらが実現するにはまだ相当の道のりが必要だと思われる。

第三は、家族や学校など、国民統合の国家装置と呼ぶべきものである。「国民統合のためには全国民の管理＝保護の基本になる国民登録の台帳が必要になる。」フランスは日本のように戸主と家族を中心とした台帳ではなく、個人別の登録であるからエタ・シヴィル(état civil)を戸籍と訳すのは適當ではないが、「いずれにしろ国民国家には戸籍に類する登録制度があり、それに基づいて国籍の決定、人口の把握、租税、徴兵、就学、パスポートの交付等々が行われる」。フランス革命前は、出生、婚姻、死亡などを記録するのは教会の役割であったが、革命後、それらは国家の仕事の領分となった。学校に関しては革命によってライスム(非宗教)となり、教育が教会から国家の手に渡ることになった。この非宗教性と宗教(主にカトリック)の対立は、その後も長く続くフランス国家の底流となった。革命政府が非宗教の公教育を情熱的に推進したのは、国民という新しい人間の創出なくしては、国民国家の維持が困難であることを十分に認識していたからであった。

第四には、文化統合として、フランス革命期の人々の国民的なシンボル作りに対する情熱を揚げることができる。例えば、三色旗、国歌、「自由・平等・博愛」のスローガン、さまざまな誓約や祭典、地誌の編纂や革命暦の創出など。とりわけ国語の強制。この国語、すなわちフランス語のことは後に詳しく検討

するだろう。この文化統合は現在の欧州連合(EU)においても、はや類似の現象が見られる。欧州連合はヨーロッパの旗——青地に12の黄色の星からなる——を作っており(加盟国が増えても星の数は据え置かれるとのことである)、国歌には、ベートーヴェンの第九交響曲の「歓喜の歌」が定められたという。そうなると日本ではなぜか年末に第九が演奏されるのが恒例になっているが、これからは少し意味合いが異なって問題になるかもしれない。その他、国際日に当たるものとして、五月九日が欧州連合の祝祭日と定められている。これはかつてフランスの外相ロベール・シューマンによるヨーロッパ再興と石炭鉄鋼共同体の提案(1950年)を記念してのことである。

このような統合を目指したフランス革命において、最大の課題は憲法を制定することであったが、その憲法のなかで最も重要なのは「市民」をどのように規定するかということであった。フランス革命は新しい権利義務を持つ近代的な「市民」を創出する一方で、その「市民」の概念の誕生は、同時に非市民の概念も生み出したと言える。1789年のいわゆる「人権宣言」は正確には「人間と市民の諸権利に関する宣言」(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)といい、そのタイトルそのものに「人間」と言う普遍的でインターナショナルな概念と「市民」という革命フランスを構成する限定的でナショナルな概念の対立が含まれていた。すなわち市民の誕生はその資格を有する者の解放であると同時に、その資格を持たない者の排除と抑圧につながるものであった。またこの「人間」(homme)はフランス語では「男」を意味し、そこに女性を必ずしも含まない単語であり、「男性」が「人間」を代表するという性差別が言語の中に構造化されていたのである。フェミニズム運動の先駆者オランプ・ド・グージュが、1789年の「人権宣言」が女性を排除した男性の権利にすぎないとして、「女性と市民の権利宣言」(Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne, 1791)を起草したことは今日ではよく知られている。その前文には「母親、娘、姉妹、すなわち国民の女性代表者たちは、国民議会

の構成員なることを要求する。女性の権利への無知、忘却、軽蔑が、公共の不幸と統治の腐敗の唯一の原因にほかならないことを考慮して、女性のゆずりわたすことのできない、神聖な自然権を厳粛に宣言する」とあり、その第一条に「女性は自由なものとして生まれ、権利において男性と平等である」と書かれている。彼女もルイ十六世を擁護したため、「女性の美德を忘れた」という理由で反逆者として断頭台に露と消えている。事実、フランスで女性の参政権が認められたのはやっと 1954 年のことであり、生物学的な差異にしか過ぎない性の違いと並んで、社会的に形成された文化的差異（ジェンダー）という差別が存在する。共和国とは、出身民族や宗教の違いを捨象し、市民に性差を認めない普遍的原理の上に成り立っているはずのものであった。

以上のように、約 200 年前のフランス革命の国民統合と現在のヨーロッパ統合を比較すると、類似点の多くあることに気付く。こうした側面だけに目を向ければ、欧州連合は、ヨーロッパ諸国家の枠組みを取り去ってより大きなヨーロッパ国民という国民統合という理想を目指していると言うこともできよう。

しかしフランス革命において、現在のヨーロッパ統合——必然的に、多言語・多文化主義にならざるをえないと思われるが——においては実現されるべくもない施策がなされた。それは言語の問題である。中世や十八世紀の文化的統合もラテン語やフランス語という共通語が存在して成立したのであるが、フランス革命期には、地方語を抑圧しパリを中心に話されていたフランス語が革命フランスの国語として強制的に国民に押しつけられたという事実があったのである。革命政府は、当初「自由・平等」の精神から地方の言葉を尊重し、パリで出された法令は地方語に翻訳することを義務づけていたが、やがて革命が進行し国民統合が強化される必要が増すにつれて、効率の良い中央集権化というイデオロギー的理由から、フランス語が国語として国民すべてが話し、理解できるように強制されていった。当時、フランス中央のいわゆる標準フランス語を理解し使用できる人は、全人口の三分の一に過ぎなかったと言われているから、

これは地方語しか話せない人々にとっては大変な抑圧であったと言えるだろう。世界に誇るフランス語とフランス文化はそのような言語政策の上に成り立ってきたわけである。

一般にフランス語の諸特性としてあげられる「明晰性」「節度」「秩序」「よい趣味」「批評精神」等はすべて主としてフランス革命以前の十七、十八世紀に形成された古典主義的な概念である。それは絶対王政期の王侯・貴族とその周辺のきわめて狭い限られた社会階級の特権的文化を問題にしているのであって、フランスの人口の大部分を構成する都市の民衆や農民はほとんどその埒外に置かれていたのが実状であった。フランス革命が基本的には封建的な旧制度^{アンシャン・レジーム}を転覆して市民革命を打ち立てるためのいわゆるブルジョワ革命でありながらも、大革命によって初めて一般大衆と諸地方が政治的な視野の中に入ってきたのであり、農民や職人、手工業者などの人民大衆の支持なくしては、権力を奪取することも維持することもできなかったというフランス革命の性格を押さえておく必要がある。フランス革命の特殊性、それは言語政策を必要とした革命であったという点が重要である。

共和暦二月^{プレリアル}牧月(1794年6月)16日、国民公会で行われた革命派僧侶の指導者であり啓蒙思想家でもあったグレゴワール師の報告「方言の絶滅とフランス語の使用の普及の必要性とその方法について」(Sur la nécessité et les moyens d'anéantir les patois, et d'universaliser l'usage de la langue française)はフランス革命時における言語政策を考える上で重要な文献である。西川長夫によれば、既に1780年8月13日にフランス各地に向けて発送された、フランスの地方の言語状況、とりわけ方言の現状と方言を廃止する可能性をさぐるための43項目からなる精密なアンケートをおこなったグレゴワール師は、この報告のはじめの方で、当時のフランスの言語の状況を次のように述べているという。¹⁷⁾それによればフランス全土には約30の地域語方言(patois)があり、当時の総人口約2800万人のうち少なくとも600万はフランス語を知らず、更に600万

は片言しか喋れない、そしてフランス語を正しく喋れるフランス人は300万を越えず、読み書きのできるフランス人となれば更に少なかったというのである。あの有名な一句「明晰でないものはフランス語ではない」で知られるリヴェロルの論文『フランス語の普遍性について』が、ベルリン・アカデミーの懸賞に当選したのは1783年のことであり、「フランス語の普遍性が論じられた時代、フランス語は現実には国語(*langue nationale*)としての役割を果たしておらず、パリを離ればフランス語が通じるのは少数の支配層と知識人に限られていたのである」。¹⁸⁾ フランス革命で政権をとったジャコヴァン派は、フランス語の演説や命令を理解しない一般大衆に直面しなければならなかった。このような状態で国民的な統一は困難だったが、内外の状況が国民の統合を強く求めているのである。つまり、革命政府は諸外国の国王の反革命の攻撃によって包囲されて孤立し、また国内でもヴァンデ地方の反乱に代表される内乱が頻発していた。その影に言語の不統一の障壁があったのである。方言は封建的遺制であり、反革命の言語である、という認識が革命政府側に広くゆきわたる現実的な条件が存在したのである。

グレゴワール師は先の報告のなかで次のように述べている。「しかし少なくともひとつの大国の言語を、その国を構成する全市民がなんの障害もなくお互いに自分の考えを伝達できるように、単一化することはできる。これまでいかなる国民においても十全には実行されなかったこの試みは、社会的な全分野を集権化し、唯一不可分の共和国において自由の言語の単一で確固とした使用をできるだけ早く実現したいと望んでいるにちがいないフランス国民にとってふさわしい」。¹⁹⁾ 西川長夫に依って、グレゴワール師が方言の廃止とフランス語の強力な普及を主張する根拠と目的を揚げればほぼ次の四点に要約される。²⁰⁾

- (1) 思想の伝達——革命的な思想（自由、平等、デモクラシー等々）の普及と反革命的な思想や迷信の一掃。新しい理念の獲得には新しい用語と表現が必要である。

- (2) デモクラシーの実現——言語における階級的な差別の廃止、国民大衆と共和主義的市民の形成。政治的機構の単純化、法律や新聞の読解、諸教育の普及。
- (3) 経済的な統一と発展——「農業、およびわが国では非常に遅れている農村の経済のあらゆる領域を発展させるためにも国語は必要不可欠である」。つまり共通語による商取引の確立である。
- (4) 共和主義的な言語と文体の創造——「今や虚飾の文体、奴隸的な表現などは消え去り、言語がどこにおいても、共和主義者たちの特性であるあの真実と簡潔な高邁さという性格をもつべき時である」。ここには新しい明晰性の概念の萌芽が示されている。

フランス革命の言語政策も、言語を理性と認識の道具と考え、言語の明晰性を第一義とする点において、十七、十八世紀の古典主義的な言語観の再現であることに変わらないが、さらに大革命の場合には全国民的な規模とフランスのあらゆる地方を視野に入れることによって、中央集権的な統制と言語政策が結びつけられて推進される結果となった。このような言語（従って、文化）の統合と抑圧はフランスに限らず、ほとんどあらゆる国民国家の形成に際しておこなわれたことであったのである。

フランス革命は政治権力奪取の闘争のなかで結局はナポレオン帝政に行きつき、フランス革命の創始した国民国家の理念はナポレオン体制の中で整備されゆくことになる。そしてフランス革命の理念がナポレオン軍のヨーロッパ征服の軍靴の音とともに広められていくことにもなった。ナポレオン帝国は10年ほどの短期間で終焉を迎えるが、イギリスを除く今の西ヨーロッパのほとんどを支配し、これは帝政下のもとではあったが事実上のヨーロッパ統合でもあった。ナポレオン自身、イギリスを敵として大陸封鎖を行うなかでヨーロッパ連合的なものを構想したという。だが、この一種のヨーロッパ統合運動であったナポレオン体制の誕生が引き起こしたさらに重要な現象は、ナポレオンの支配

がヨーロッパ各地に広めた近代国民国家の理念と制度と同時に、民族主義的な自覚であった。最初は、各国の人民を王たちの専制の軛くびきから解放し、彼らに自由と平等を与えると解放軍として熱狂的に歓迎されたナポレオン軍は、やがて多くの場合民族主義的抵抗を受けることとなった。例えば政治的宗教的な圧制に苦しんでいたはずのスペインのような国でも激しい抵抗がおこったし、それまでいくつもの領主によって分割統治されていたドイツも、フランス軍の占領下における国民的抵抗を契機として、プロシャを中心にしてドイツの文化と国民主義が確立していった。ナポレオン没落後一種の反動体制が覆うが、それも長くは続かず、フランス革命とナポレオン体制によって開始されたヨーロッパの国民国家とナショナリズムの時代が始まることになった。こうしてヨーロッパ各国の国民性と文化的差異が強調され、国益と国境線の変更をめぐる、王ではなく国民の名において戦われる戦争の時代が到来し現在にまで至っていると言えよう。現在われわれが抱えている民族問題の大部分は、元をたどればこの国民統合という国民国家の論理に端を発しているのである。その結果ヨーロッパは二度の世界大戦を経験し、その反省の上に立って欧州連合(EU)の理念が打ち立てられているのである。

ナポレオン帝国の後、王政復古、七月王政、そして第二帝政と続くが、今日のフランス共和国の基礎を固めたのは第三共和制であると言うことができる。普仏戦争の敗北の結果、パリ・コミューンの惨劇を経て成立した第三共和制は1889年にフランス革命100周年を盛大に祝うことによって、フランス革命を自己のアイデンティティとして制度化し、みずからの正当性の根拠としたのである。第三共和制は近代的な国籍法を制定するとともに、国民皆兵制をしき、革命100周年に向けて国旗・国歌が定め、共和国の非宗教ライシテの学校と記念建造物など「国歌のイデオロギー装置」が整備されていった。それ以来フランスの国民的アイデンティティを支えるキーワードになったのは、フランス革命であり、フランス共和国であり、フランス普遍文明であったのである。

III

最後に現代フランスが、このようにしてその国家の拠り所ときた大革命によるジャコヴァン共和国主義と欧州連合(EU)という新しい枠組みの中での多文化・多言語主義の間で揺れ動いていることを示す三つの事例を採りあげて、現在のフランスが共和国という自己のアイデンティティに苦しんでいる姿を描いてみたいと思う。特定のカテゴリーに国民を分割し、集団ごとに別々の権利を認めることは、法の前に平等な市民という普遍的原理に反する。従って、肌の色、宗教の違い、性の違いによって国民を分割しないという共和国の原理が現在のフランスの根幹を成してきたわけであるが、今日欧州統合へのプロセスの中でこの共和国の普遍的原理が脅かされるさまざまな事態が起こってきた。ここではその中から特徴的な三つの出来事を採りあげて説明するが、それはまさに共和国のジレンマと言うべきものである。

その第一の事例は、フランスのメディアによって「文化特例」(exception culturelle)と呼ばれたアメリカとの文化摩擦である。この事態は、日本ではコメの自由化問題の影に隠れてほとんど報道されなかったが、よく見ると国家と文化の関係について示唆に富んだ問題を含んでいる出来事である。「文化特例」とは文化の領域に属するもの、文化財や文化製品を市場原理のもとづく自由市場に委ねれば、経済的強者の支配が強まり少数文化は消滅する危険がある、従って文化に関する領域は自由貿易ルールの例外とすべきだ、という主張である。7年を越える長丁場に及んだGATTウルグアイ・ラウンドは1993年によく決着したが、ここまで交渉を遅らせた最大の難問は農産物市場の自由化問題であって、GATTの農業補助金削減交渉はEC最大の農業国であるフランスにとって受け入れがたいものであったが、ラウンドの最終局面で急浮上し最後までアメリカと欧州対立の焦点となったのが、映画AV(オーディオ・ヴィジュアル)貿易における「文化特例」の問題であった。

映画はアメリカにとって航空機産業に次ぐ輸出産業であり、既にヨーロッパ映画市場の四分の三以上をハリウッド映画が占有しているのが現状である。ヨーロッパには、「国境なきテレビ指令」と呼ばれる EC によるテレビ番組の域内産割当てというものがあり、これは 1989 年に採択され 91 年から施行された EC 指令であり、EC 加盟国のテレビ局に放送時間の過半数を自国産ないし域内産の番組に当てることを義務づけたものであった。アメリカはその域内産割当てや映画 AV 産業への資金援助（MEDIA 計画）を保護主義とみなし、その撤廃を求めたのに対して、EC 側は映画・テレビ番組・ビデオなど AV 製品はその国の文化的アイデンティティの重要な構成要素であり、これを普通の貿易商品と同列に扱うわけにはいかない、従って AV 製品を貿易自由化構想から除外すべきだと主張したのである。

この「文化特例」の主張の急先鋒に立ったのが、ヨーロッパのなかで曲がりなりにも自国の映画産業を維持しているフランスだった。映画はもともと、フランスのリュミエール兄弟が今から百年少し前に発明した「第七の芸術」であり、フランスは永く映画芸術のメッカを自負してきた。フランスは EC 諸国を説得し、AV「文化特例」の要求を EC の交渉方針として採択させ、その強硬な主張の前にアメリカは一応引き下がった形で決着した。フランスは「文化」の論理によって、アメリカの「市場」の論理に抵抗したのである。この「文化特例」の攻防を通して露わになったのは、アメリカが代表する市場原理と自由貿易という「普遍的ビジネス文明」の論理と、商品原理には還元されない文化的差異を守ろうとする「個別的文化」の論理の対決である。「文明」も「文化」もともにヨーロッパで生まれた近代国民国家のイデオロギーであるが、はじめは対立概念というよりは兄弟の概念としてほとんど双生児のように誕生したものであった。フランスはフランス革命とロマン主義、普仏戦争、二度の世界大戦などの歴史的な事件を経て「フランス文明」を唱える立場に立ったのであるが、彼らにとって「文明」は普遍性を主張する先進国の意識を、「文化」は民

族の固有性・特殊性に固執する後進国の意識を表すものと規定するものとながく認識されてきた。²¹⁾「文化特例」の闘いは、冷戦終了後グローバル化が進行する世界のなかで、市場原理にすべてを委ねていいのかと言う最初の問題提起だった。グローバル化とは、グローバル・スタンダードというアメリカン・スタンダードをひとつの市場に画一化する動きのことである。そこでフランスは、文化と言語の多様性を守るために、アメリカの市場原理万能の商品「文明」に対し、商品には還元できない質的「文化」を守る闘いにうって出ざるをえなかったのである。見方を変えれば、フランス革命以来、共和国という西欧近代の普遍的価値の体現者をもって任じてきたフランスが、文化的レベルで初めて「特殊」あるいは「個別」の立場を擁護する側に回ったという意味で、この事件は文明史上ひとつの転換点を示すものと言える。かってイギリスに次ぐ一大植民地帝国を築き上げたフランスは、第二次大戦後次々と植民地を失っていくなかで、自国の国際的影響力を維持する最後の拠り所としてヨーロッパ大陸中心の欧州共同体(EC)建設を推進してきたわけであるが、フランス自身が文化的にアメリカによって植民地化される危機に直面して、アメリカのグローバル化による世界の文化的画一化に抵抗する声を上げたことになる。「文化特例」の主張は、十八世紀以来永く普遍的文明の国を自認してきたフランスが、総合的な国力で劣勢に転じ、自国の文化的価値が危機にさらされるやいなや、文化的アイデンティティの旗を掲げて闘ったという点が興味深いと思われる。この出来事は1993年の国籍法の改正——出生地主義による国籍付与が、自動制から申告制に変わった——やパスクワ法による移民制限措置、翌1994年のフランス国内での英語の氾濫を防ぐため、国内の雇用契約、商品表示、報道、教育、国際会議などでフランス語の使用を義務づけるトゥーボン法などととも、フランスの危機にさらされた文化的ナショナリズムの文脈で読むことができる。

第二の事例は「イスラム・スカーフ事件」(affaires du foulard islamique)と呼ばれる出来事である。「文化特例」ではアメリカのグローバリゼーション

による「自由主義的普遍」に対して「個別文化の特殊」の権利を主張したフランスであったが、国内では1989年秋パリ北方の町クレユの公立ガブリエル・アヴァス中学校で「イスラム・スカーフ事件」が起きた時、国内を二分する論争が起こった。これはイスラム教徒のシンボルであるスカーフ（ヒジャブ）をかぶって登校したマグレブ（モロッコ）系移民二世の女生徒三人に対して校長が授業への出席を禁じたことから、それをきっかけに教師・政治家・知識人を巻き込む大論争へ発展したものである。我々日本人のような宗教寛容派（本当は無宗教？）にとっては、あまりに過剰な反応と思われるが、この事件は、それが共和国の公立の中学校という場で起きたことが問題とされたのである。エピグラフの憲法の第二条に見るように、共和国は^{ライシテ}非宗教を国是としており、公教育の空間は宗教に対して中立的でなければならないというのが、フランス共和国の原則である。「非宗教」とは、「政教分離、国家の非宗教性」のことであり、「国家の統治・行政権限のすべてが、宗教団体に関与されず、また宗教問題に関与することもなく、世俗機関により行使される原則」²²⁾を意味する。これは「国家が反宗教的であるべきこと(laïcisme)を意味するわけではない。国歌の宗教的中立性あるいは国歌と教会(宗教団体)の分離を指すこともある」²³⁾。この「イスラム・スカーフ事件」は、このフランス共和国の「非宗教性の原則」に触れたと受けとめられた訳である。そこで公教育の非宗教性を守ろうとする共和派と、差異の権利を認めようとする寛容派の間で激しい対立があった。

フランス革命で「旧制度」の支柱であったカトリックを国教の地位から外して以来、ナポレオンがローマ教皇と結んだコンコルダ(政教協定)を挟んで、教権派と共和派の抗争は十九世紀を通して続き、1882年の初等教育を義務化し公教育の非宗教性を定めたジュール・フェリー法を経て、1905年のエミール・コンブ内閣による政教分離法をもって、政教条約(concordat)は一方的に破棄され、共和派の勝利は決定的なものになった。しかし今日なお「二つの

フランス」、つまり非宗教的フランスとカトリックの長女といわれる宗教的フランスの争いは社会の底辺に見え隠れする現象なのである。実際、フランスに一年でも暮らしたことがある者には、フランス社会におけるキリスト教の存在の大きさは身をもって知るほどのものであることは誰も異存がないであろう。「非宗教性」(laïcité)とは、公共空間から宗教を一掃することによって、私生活での信教の自由を保障し、カトリックとカトリックによって抑圧されてきたプロテスタントやユダヤ教徒との共存をはかってきたフランス共和国の根本原理である。イスラム・スカーフ事件では、プロテスタントとユダヤ教徒に対して共生の原理として働いた「非宗教性」が、イスラム教徒に対して排除の原理として働くのか、それとも統合の原理として働くのかが問われたのである。この論争では、多かれ少なかれ共和主義者であるフランス人が、「ライシテ教条派」と「ライシテ寛容派」に別れて争うことになった。ライシテ教条派は、共和国の公教育の学校の非宗教性を守れと主張して校長の処分を支持したレジス・ドゥブレヤやフィンケルクロート等の知識人の立場であり、ライシテ寛容派は「差異の権利」を尊重し、非宗教性の柔軟な適用を模索したジョスペン文相(当時)の立場であった。この事件に関しては、結局コンセイユ・デタ(國務院)が「生徒が信仰する宗教を象徴する装身具等を身に付けて登校することは、それが宗教宣伝活動や圧力行動にあたり校内秩序を乱す等の特別の事情がない限り、許される」²⁴⁾と判断して一応決着した(1992年11月2日判決)。

フランスは第一次石油ショック後の1974年に移民の新規受け入れを停止したが、その後単身移民労働者の定住化と家族呼び寄せにより、外国人の数はむしろ増加した。1999年の国勢調査によれば、フランス本国にいる移民は431万人で、人口の7.4%を占めている。ただし長期滞在者の帰化により外国人の割合は7%台で推移しているが、1980年代にはヨーロッパ系の移民と非ヨーロッパ系の移民が数の上で逆転し、400万人を越えるイスラム教徒は100万人に満たないプロテスタントやユダヤ教徒をはるかにしのぐフランス第二の宗教集団

になった。じりじりと上昇する失業率を背景に、移民排斥を唱えるル・ペンの「国民戦線」が「フランス人のフランス」を主張して勢力を伸ばし、先(2002年)の大統領選で社会党のジョスパン首相を押さえて第二位になり、世界に衝撃を与えたのは記憶に新しいところである。フランスは十九世紀のエルネスト・ルナンの「国民とは日々の国民投票である」に要約される主意主義的国民観、すなわちなシオン(国民)を人種や民族、宗教や文化や言語からさえ切り離し、人々が共に生きることを自発的に選んだ意志の共同体として定義した考え方以来、出生地主義に基づく国籍概念がコンセンサスになっている。出生地主義とは、ドイツ人の血を引いていなければドイツ人になれない血統主義に対して、フランスの地に生まれた者をフランス人にする開かれた国籍原理のことである。1989年のスカーフ事件では、共和国を移民に開かれた国にするのか閉ざされた国にするのか、開かれた国にするにしても、移民の「統合」はフランス文化への「同化」によるのか、出身地文化の差異を尊重する「編入」によるのか、新たに問われたのである。ここでいう「同化」(assimilation)とは、民族や宗教や言語の差異を無視して外国人をフランスに組み込んでしまう古典的な共和主義的同化のことであり、植民地に対する同化政策と同根の考え方である。「編入」(insertion)とは、同化政策の批判に立って、移民の文化的差異を否定せずフランス社会での共存をはかる立場のことである。フランスは今「普遍」と「個別」がぶつかる「文明の衝突」(サミュエル・ハンチントン)のなかで、きわめて両義的な位置に置かれており、かつての文化帝国フランスはアメリカの押し進めるグローバリゼーションの波に飲み込まれないために、ある時は欧州連合(EU)の諸国を巻き込んで、ある時はフランス語圏(francophonie)の国々の支持を取り付けながら、対抗しようと努めてきた。

このようにして自由・平等・博愛の理念と人権思想に基づきフランス語による国民統合を果たしたフランスは例外的な国だと言える。かつてのハプスブルグ帝国などの多民族国家において言語的少数派に比較的寛容な政策がとられた

ことはよく知られているが、解体した旧ソ連邦やますます多民族化が進む帝国アメリカにおいて同様の多言語政策が推し進められている。フランスはイギリスとともに、国境を広げて国内の異言語地域を同化して単一言語の国民国家を作り、その国民国家が海外に植民地を獲得して国語が帝国語として世界各地に広まった典型的な例である。フランスは同じ国民国家でも、ベルギー、スイス、カナダ等二つ以上の言語を国語とする分権型の連邦国家とは異なり、連合王国イギリスとも違って、「一にして不可分の共和国」にして「一にして不可分の言語」をそのアイデンティティとする国家なのである。フランスといえば、どこでもフランス語が話されていると思われがちであるが、フランスにも俚言(パトワ)、つまり地域語が幾つかある。ブルターニュ地方のブルトン語、スペインにまたがるバスク語、南フランスのオクシタン語そしてコルシカ島のコルシカ語等がそれである。フランス革命における言語政策のところまで触れたようにこれまでそれらの地域少数言語は抑圧されて、細々と命脈を保ってきたのである。

第三の事例はその地域少数言語に関する出来事である。1999年5月7日、フランス政府は欧州審議会の設立50周年の日を選んで「欧州地域語少数言語憲章」に調印したが、シラク大統領の求めに応じて憲章と憲法の整合性を審査していた憲法院は6月15日、憲章の精神がフランス共和国憲法に背反するとの判断を下した。フランスは、1992年9月の国民投票によるマーストリヒト条約批准に備え6月に憲法を改正したとき、第二条に「共和国の言語はフランス語である」との一項を追加していたからである。

欧州審議会は欧州議会と同じストラスブールにあるが、欧州共同体に先立って1949年に設立された最初の欧州統合機関である。超国家的統合を目指して設立された欧州共同体とは違い、民主主義と人権を柱に緩やかな統合を目指す政府間の協議機関であり、欧州人権規約に基づく欧州人権裁判所の活動がよく知られている。1989年秋のベルリンの壁崩壊後、一挙に進んだ冷戦終結の課

程で、欧州審議会はその役割が見直され、民主化と市場経済に転じた中東欧諸国が次々と加盟した。現在加盟国は欧州連合の 15 に対し、グルジアを含め 41 ヵ国に昇る。中東欧からバルカン地方は、かつてハプスブルグ帝国やオスマン帝国やロシア帝国の支配下に置かれ、民族・言語・宗教が複雑にモザイク状に入り込み、紛争の火種を抱える地域であるだけに、加盟申請をうけた欧州議会は民族共生の鍵として地域語少数言語の保護を唱う条約の策定を急ぎ、憲章は 1992 年 10 月に採択され加盟国の調印に委ねられたのである。

この「欧州地域語少数言語憲章」に対して、フランスの憲法院が違憲判決を下したのであるが、それは地域語少数言語の使用を認める憲章が「共和国の言語はフランス語である」と定めた憲法第二条と抵触するからである。私生活だけでなく公生活においても地域語少数言語の使用を集団に認める欧州憲章の精神そのものが、フランス共和国の「単一不可分性」を損ねるといのが主な根拠になっている。「単一不可分性」とは、身分や職業や地域や宗教によって特権と差別を認めていた旧 ^{アンシャン・レジーム}制度を打倒し、国家と個人の間の中間集団を一掃して、市民の「法の前での平等を実現したフランス革命に発するジャコヴァン共和国の普遍性原理のことである。地域ごとに別の言語の使用を認め、帰化したとはいえ移民集団の特定の言語の使用を認めることは、フランス語による国民統合に逆行する危険な動きに他ならない、と判断されたのである。憲法院の判断により憲法を改正しない限り欧州憲章の批准は不可能になったため、憲章を巡って地域語論争が起り、もはや過去のものと思われていたフランス語一言語主義の根強さがあらためて示された形になったのである。国家主権の維持を唱える左のジャコヴァン共和主義者と国家の威信と独立を絶対視する右のゴーリストの主権至上主義者は共に欧州言語憲章に反対し、経済のグローバル化に追随する形の欧州統合に反対している。ジャコヴァン共和主義者にとって市民の法の前での平等は至上価値であり、コルシカ問題の解決に手を焼いていた当時のシュベヌマン内相は、地域語憲章は国民の複数の言語コミュニティに分裂さ

せ「フランスのバルカン化」を招くとして反対した。「バルカン化」が、折から NATO の空爆で世界的に問題になっていた Kosovo におけるセルビア人とアルバニア系住民の民族紛争を意識した表現であることは言うまでもない。

フランスの文化的アイデンティティは、国際的には冷戦後の世界で唯一の超大国になったアメリカのヘゲモニーによって脅かされていて、アメリカの支配力は政治・経済・軍事のレベルにとどまらず、今や情報産業の発達によって文化や言語のレベルにまで及んでいる。こうした反アメリカ感情にかけては、左のジャコヴァン共和主義者も右の主権主義者も変わりはなく、それはド・ゴール以来のフランスの国家アイデンティティの拠り所なのである。左右陣営は共に、英語の世界支配はネオリベラリズムによるアメリカの世界市場支配と一体をなすという認識で一致している。彼らに共通するのは、冷戦後の世界におけるアメリカの一極支配に抵抗する文化防衛論であり、フランス語擁護論である。国際語としてのフランス語が英語に押されて後退し、国内でもフランス語が英語に浸食される事態を前にしてフランス語の防衛が問題になるとき、国内の地域語少数言語の保護の声はかき消されてしまう。1986 年第一回フランコフォニー・サミット (仏語権首脳会議) を主催して以来、フランス語を共有する国や地域の協力と連帯をはかるフランコフォニー運動は、左右両陣営を問わずフランス政府の重要な外交戦略になっている。事実、アメリカ主導のグローバリゼーションに対する最初の大規模な抵抗だった 1993 年秋の GATT ウルグワイ・ラウンドのオーディオ・ヴィジュアル交渉で、フランスが EC を砦にして闘ったことは先に述べたが、同年インド洋のモーリシャスで開かれた第 5 回フランコフォニー・サミットをその「文化特例」キャンペーンにフルに活用したのである。

しかしフランスによる英語帝国主義の批判が有効であるためには、かつてイギリスに次ぐ一大植民地帝国を築き上げたフランス自身の植民地イデオロギーが清算されていなくてはならない。言語帝国主義は海外の植民地にフランス語

を押しつけただけでなく、国内の地方語や方言を撲滅し、フランス語への同化によって均質な「国民」をつくりだそうとした言語統合の権力行使をも指している。フランスは一世紀前にフランス語による言語統一を完成しており、第三共和制が打ち立てた「共和国の学校」が地域語の撲滅に貢献したことは歴史的経緯であることを先にみてきたが、フランス語の統合はカトリック等の宗教的支配と無知蒙昧から人々を啓蒙・解放し、すぐれた知や思想を生み出して自由な市民を創出してきたという自負が共和派にはある。フランスは法の前に平等な「市民の共同体」であり、民族的出自や宗教の違いを越えた非宗教的共和国である。欧州地域語憲章は、共和国を言語や宗教の違いによるマイノリティ集団に分離させるコミュニタリズム（小集団の分離主義）に格好の口実を与えるだけである、というのがジャコヴェン共和主義者からの憲章反対論である。フランスで欧州地域語憲章がこれほど激しい議論を引き起こしたのは、冷戦終了後の10年間、グローバリゼーションと欧州統合と移民問題によって、フランスのナショナル・アイデンティティが揺らぐなかで、その中核となる言語の問題が憲法論議まで発展したからである。フランスにとって、フランス語という言語は憲法にも規定されたまさに「国語」なのである。

フランスは世界の国々のなかでもとりわけその文化によって注目される国であり、またフランス人の間でも自国の文化に誇りと自負を抱く気風の強いことは確かなようである。フランスの社会では伝統的に文化に大きな役割と高い価値が与えられており、そのことは国家のレベルにおいても当てはまり、フランスは文化大国を自認していると言える。フランスには国家らしきものの成立以来、常に有形無形の「文化政策」が存在していたし、フラン語を中心としてフランス文化の輸出に力を注いできた。しかしながらそのフランス文化とはパリを中心としたハイ・カルチャー（高級文化）のことであり、同じフランスでもブルターニュ地方やプロヴァンス地方の文化との間には相当な違いがあることは言うまでもない。都市と農村の差異は別にしても、フランスの地方にはパリ

とは異なった文化が存在し、またパリにあっても知識人の生活と労働者のその間には大きな違いがある。しかもパリ在住の知識人にしても労働者にしても、かなり大きな部分を外国人や移民が占めており、それらを異質なものとして排除すれば、フランスの社会そのものが成立しなくなるであろう。フランスは人種の混交体であって、それらの異質な要素を無視してフランス文化を論じることではできないのが現在の状態である。こうして単一不可分な共和国に見合った均質の「フランス文化」の存在は一種の神話であり、中央集権的なイデオロギーの生み出したひとつの幻想にすぎないのではないとも言える。それにもかかわらず、フランスと呼ばれる国の文化の特質を考察するためには、フランス革命によって創始された共和国という制度が重くのしかかっていることを認めなくてはならない。そこに欧州統合時代におけるフランスという国家のジレンマがあるように見える。人間を特定のカテゴリーに差別化しマイノリティとして烙印を押すことなしに、あくまで個人の自発的意志を尊重しつつ、どう平等な社会を実現するか、これがフランス共和国の課題なのである。

しかし将来、欧州統合がさらに発展し、欧州連合(EU)のなかで様々な融合、とりわけ移民政策の調和をはかることに成功することが可能になる暁には、アングロ・サクソン系の多言語・多文化主義が優勢になり、フランス型の国民国家の統合モデルは孤立化して、フランス共和国のジレンマは一層深くくなってゆくように思われる。

註

- 1) 「ヴァレリー全集 11 文明批評」筑摩書房、p.33-34
- 2) クシントフ・ポミアン「〔増補〕ヨーロッパとは何か」平凡社ライブラリー、
p.361-362
- 3) Ibid., p.9-10
- 4) Ibid., p.77-78
- 5) Ibid., p.78-79
- 6) Ibid., p.85
- 7) Ibid.
- 8) Ibid., p.86
- 9) Ibid., p.87
- 10) Ibid., p.89
- 11) Ibid., p.136-137
- 12) Ibid., p.154
- 13) Ibid.
- 14) Ibid., p.204-205
- 15) 西川長夫・宮島喬編「ヨーロッパ統合と民族問題」人文書院、p.23
- 16) Ibid., p.24-25
- 17) 西川長夫「フランスの解体？」人文書院、p.288
- 18) Ibid.
- 19) Ibid., p.289
- 20) Ibid., p.290
- 21) Cf, 西川長夫「〔増補〕国境の越え方」平凡社ライブラリー、p.161-221
- 22) 山口俊夫「フランス法辞典」東京大学出版会、p.325
- 23) Ibid.
- 24) Ibid.

参考文献

- 「ヴァレリー全集 11 文明批評」筑摩書房、1967
- クシトフ・ポミアン「〔増補〕ヨーロッパとは何か」松村剛訳、平凡社ライブラリー、2002
- タハール・ベンジェルーン「娘に語るラシズム」松葉祥一訳、青土社、1998
- 梶原孝道「統合と分裂のヨーロッパ」岩波新書、1993
- 梶原孝道「新しい民族問題 EC 統合とエスニシティ」中公新書、1993
- 田中素香「ユーロ その衝撃とゆくえ」岩波新書、2002
- 谷川稔「十字架と三色旗——もうひとつの近代フランス」山川出版社、1997
- 西川長夫・宮島喬編「ヨーロッパ統合と文化・民族問題」人文書院、1995
- 西川長夫「フランスの解体？ もうひとつの国民国家論」人文書院、1999
- 西川長夫「〔増補〕国境の越え方」平凡社ライブラリー、2001
- 西永良成「変貌するフランス」NHK ブックス、1998
- 三浦信孝「現代フランスを読む」大修館書店、2002
- 三浦信孝編「普遍性か差異か 共和国の臨界、フランス」藤原書店、2001
- 三浦信孝編「多言語主義とは何か」藤原書店、1997
- 三浦信孝・糟谷啓介編「言語帝国主義とは何か」藤原書店、2000
- 宮島喬「ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ」東京大学出版会、1992
- 山口俊夫「フランス法辞典」東京大学出版会、2002
- 大越愛子「フェミニズム入門」ちくま新書、1998
- その他、多くの新聞記事を参照したがいちいち注記しなかった。

(本稿は、福岡大学エクステンション・センター主催の2002年度公開講座「人間と文化」での講演に、大幅な加筆・修正を施したものである。)